

# パリ2024パラリンピック競技大会

## 日本代表選手団員等の知的財産権・

## マーケティングガイドライン



2024.6.20  
Ver.4

公益財団法人日本パラスポーツ協会  
日本パラリンピック委員会

# はじめに

本ガイドは、パリ2024パラリンピック競技大会に出場する、

(1)日本代表選手団員(以下「大会参加者」)

(2)競技団体

(3)大会参加者が勤務・所属する企業/

在学する学校(以下「所属先」)

(4)(1)~(3)までのそれぞれのスポンサー等

上記の皆さまに、パラリンピックの知的財産や、パラリンピックに向けたマーケティング活動の意義を説明し、これらのマーケティング活動の権利を損なわずに、いかに大会参加者が広告・宣伝活動に出演できるかについて、説明したものです。

広告・宣伝活動を行う場合、本ガイドを参照のうえ計画実行してください。

## <主な内容>

- アンブッシュマーケティングの防止はなぜ必要か
- パラリンピックの知的財産について
- パリ2024大会期間中の広告・宣伝活動の制限について
- 大会参加者が、広告・宣伝へ出演する際のルールについて

# 目次

## PART1 アンブッシュマーケティングの防止について

アンチ・アンブッシュの必要性	5
パラリンピックの知的財産	6
アンブッシュ例パラリンピックをイメージさせる表現	7
アンブッシュにあたらぬ例パラリンピックをイメージさせない表現	8
パラリンピックパートナー	9

## PART2 【団体・企業等が発信する場合】

### I パリ2024大会期間中の大会参加者の肖像使用〈広告・宣伝活動〉

肖像使用条件(審査の判断基準)について	11
肖像使用の申請手続きについて	13

### II パリ大会に関連する活動

基本概要	16
プレスリリース	17
Webサイトの掲載(大会参加者に関するメッセージ)	18
記者会見(内定、代表決定)	24
お祝い横断幕	25

## PART3【大会参加者(個人)が発信する場合】

SNS〈個人スポンサー等への感謝メッセージ〉	27
SNS〈大会に関する投稿〉	28

その他	31
IPC/JPC/パリ2024大会 公式アカウント	32
資料等	33
申請書提出先および問い合わせ先	34

# PART 1

## アンブッシュマーケティングの 防止について

# アンチ・アンブッシュの必要性

パラリンピック大会の準備・運営には、多額の財源が必要です。この財源を確保するために、パラリンピックの知的財産を使ったマーケティング活動が行われています。

**このため、パラリンピックの知的財産の権利を保護し、無断使用、不正使用、流用等のアンブッシュマーケティングを防止することが必要です。**

**(=アンチ・アンブッシュ)**

日本パラリンピック委員会(以下、「JPC」)は、国際パラリンピック委員会(以下「IPC」)から、IPCの独占的な所有物であるパラリンピックの知的財産(以下、総称して「パラリンピックに関する知的財産」という)の日本国内における運営・管理を任せ、JPCスポンサー制度の導入により財源確保のためのマーケティング活動を行っています。この多額な協賛金の対価として、JPCスポンサーには、それぞれのスポンサー・カテゴリーに応じて、パラリンピック日本代表選手団をテーマとした宣伝活動を行う権利が認められています。

一方で、これらのパラリンピックに関する知的財産を無断使用、不正使用ないし流用することは、IPC及びJPCの権利を侵害するばかりでなく、スポンサー等からの協賛金等の減収を招き、ひいては大会の運営や選手強化等にも重大な支障をきたす可能性があります。このため、これらの知的財産を保護し、アンブッシュマーケティング(以降、「アンブッシュ」)を防止することが必要となります。

# パラリンピックの知的財産

パラリンピックに関する主な知的財産としては、パラリンピックシンボル(スリー・アギトス)、大会エンブレム、大会名称、大会マスコット、ピクトグラム、大会モットー、パラリンピックに関する用語、画像および音声等があります。これらは知的財産として保護されているため、自由に使用することはできません。



IPC(国際パラリンピック委員会)  
シンボルマーク



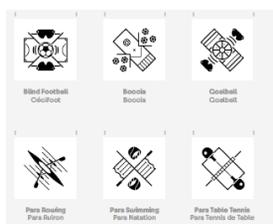
パリ2024パラリンピック競技大会  
エンブレム



JPCエンブレム



パリ2024マスコット  
(フリージュ)



パリ2024パラリンピック  
スポーツピクトグラム



パリ2024メダル



パラリンピック競技大会画像



過去のイメージ (例：64年東京大会)



トーチや聖火台

## 【 保護対象となる各種用語 (例) 】

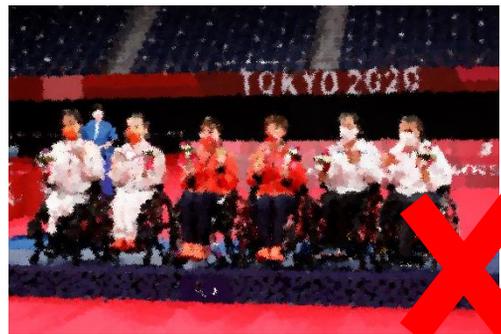
大会名称等の各種用語も知的財産であり保護の対象となるため、権利主体者(IPC、JPC、IOC、パリ2024組織委員会)の許可なしに使用することはできません。

パリ2024パラリンピック競技大会  
Paris 2024 Paralympic Games  
パリ2024大会  
Paris 2024 Games  
パリ2024  
Paris 2024

パラリンピック  
パラリンピアン  
Spirit in Motion  
聖火/聖火リレー/トーチ/トーチリレー パラ  
リンピック日本代表選手団

# アンブッシュ例 パラリンピックをイメージさせる表現

参考例	
×	パラリンピック知的財産(用語・マーク)を使用
×	パラリンピック(過去大会を含む)の競技シーンを使用
×	金銀銅、メダル、パリ、夏、2024などのパラリンピックを想起させやすい用語や映像等と大会参加者を結びつけて、パラリンピックをイメージさせるような演出
×	パリ2024大会期間中の、パラリンピック以外の競技大会の入場行進、メダルセレモニー、スタート直前・フィニッシュ直後、競技シーンなどの映像・イメージを用いてパラリンピックを想起させるような演出
×	パラリンピック日本代表を想起させるユニフォームを着用
×	パリ2024大会会場(または類似のセット)の前や中で撮影したシーン



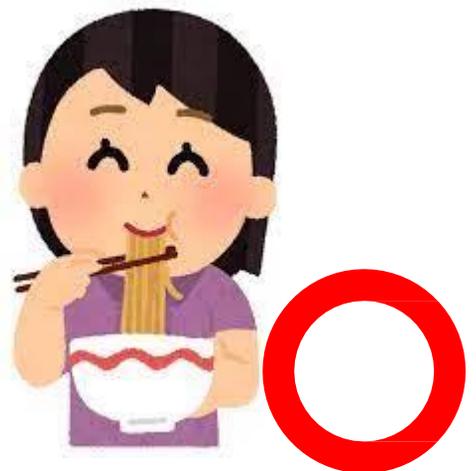
NG例)パラリンピック会場で撮影したシーン

NG例)パラリンピック知的財産が写るシーン

※上記は、「パラリンピックをイメージさせる表現」の一例ですが、上記の内容に限定されません。また、「パラリンピックをイメージさせるか否か」は、全体の内容や文脈から判断されます。

# アンブッシュにあたらない例 パラリンピックを想起させない表現

	参考例
○	大会参加者が、日常生活(仕事、食事、散歩、買い物、運転など)の中で、商品・サービスを広告・宣伝するシーン(パラリンピックを想起させないもの)
○	競技大会とは明らかに異なるスポーツシーン
○	子供達にスポーツを教えているシーン
○	大会参加者が、競技会場以外の場で談笑や飲食するシーン
○	練習の準備をしているシーン(パラリンピックを想起させないもの)
○	ウェアや競技用具等の広告・宣伝(パラリンピックを想起させないもの)。但し、大会参加者は、大会期間中、広告対象のウェアや競技用具がスポーツパフォーマンスを向上させる性能や機能を持つことを謳った 広告・宣伝活動に出演することはできません。



※上記は、「パラリンピックをイメージさせない表現」の一例で、上記の内容に限定されません。また、「パラリンピックをイメージさせないか否か」は、全体の内容や文脈から判断されます。

# パラリンピックパートナー

(2024年4月1日時点)

## Worldwide Partners



## Premium Partners



## Official Partners



## JPCオフィシャルスポンサー



# PART 2

## 【団体・企業等が発信する場合】

### I パリ2024大会期間中の 大会参加者の肖像使用 〈広告・宣伝活動〉

※参照

IPC 「Athlete Sponsorship and Advertising Regulations\_Paris 2024\_Final」

# 肖像使用条件(審査の判断基準)について

大会参加者の個人スポンサー等による、パリ2024大会期間中に大会参加者の肖像(写真、名前、イメージ、スポーツパフォーマンス)を使用した商業活動、広告・宣伝活動はアンブッシュの恐れがあります。そのため、個人スポンサー等は、**2024年5月31日(金)**以降に新たに掲出する広告を、大会期間中に掲出することには制限が設けられています。

ついては、JPCに申請された肖像使用の内容は、下記の基本条件をもとに可否が判断されます。

※パラリンピック競技大会参加者誓約書 (Eligibility Code Form) に基づく規定です。

## ①掲出時期

**2024年5月31日(金)以前から**継続的に掲出されている広告素材であり、パラリンピックの注目度が最も高まる時期を狙った広告等ではないこと。

## ②表現

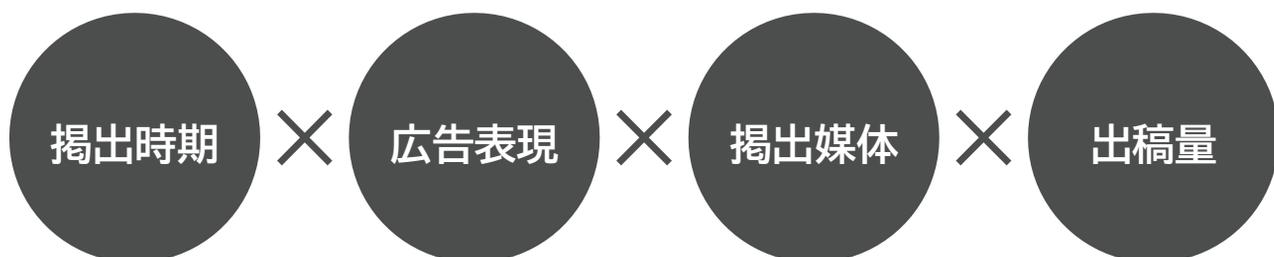
パラリンピックやパラリンピック日本代表選手団をイメージさせる広告内容ではないこと。  
※イメージはコピーやナレーション、選手が着用する服装、場所、シーンなどの複合的な要素によって判断される

## ③掲出媒体・箇所

パラリンピックの開催に合わせた中継番組、特集ページではないこと。  
※媒体とは新聞・雑誌広告、テレビラジオCM、屋外広告、交通広告、チラシ、インターネットやSNSによる広告・宣伝等、全ての広告媒体を指す

## ④出稿量

日常、継続的に実施している広告等に比べ、極端に増加した広告出稿量ではないこと。



# 肖像使用条件(審査の判断基準)について

## パリ2024大会期間 (= 肖像規制期間)

2024年8月21日(水)～9月10日(火)(開会式7日前～閉会式2日後)

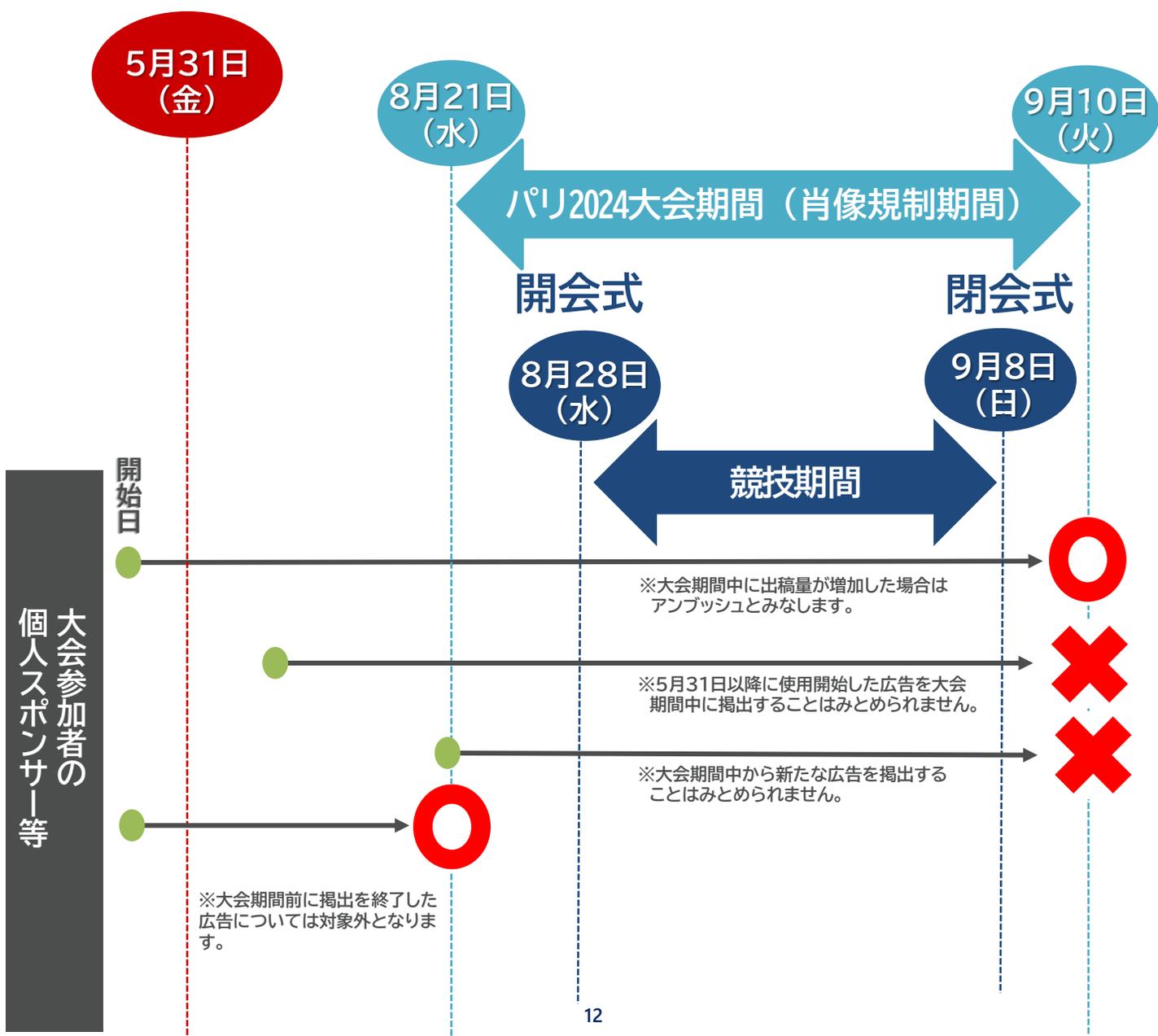
※大会開催日は2024年8月28日～9月8日

※SNSの適用期間は2024年8月20日～9月16日

※大会期間中はIPC「Athlete Sponsorship and Advertising Regulations\_Paris 2024\_Final」をふまえたJPCのルール(本ガイドライン)が適用されます。

※大会参加者の個人スポンサー等が、大会期間中に広告・宣伝を掲出する場合は、本資料に従い、**JPCから事前承認を受ける必要があります。**

※大会参加者の個人スポンサー等が、JPCの承認を受けずに広告・宣伝を掲出し、アンブッシュにあたる広告掲出を行った場合は、パリ2024パラリンピックへの参加資格が剥奪される等の可能性がありますので、十分に注意してください。



# 肖像使用の申請手続きについて

大会参加者の個人スポンサー等が、大会期間中に大会参加者の肖像を使用する場合は、本ガイドラインに則り、事前に肖像使用に関する申請書類を大会参加者が所属するNFを介してJPCへ提出し、承認を得る必要があります。

## ●申請締切:

**2024年5月31日(金)**

※審査・修正等に時間を要するため、早めの申請をお奨めします。

※締切り後の申請は受付致しませんのであらかじめご了承ください。

※新規広告の場合、広告掲出予定日より最低でも**15日前**に申請をして下さい。

## <注意事項>

\*申請内容がアンブッシュに該当すると判断された場合は、その内容を修正・変更する必要があります。時間に余裕を持って申請してください。

\*審査をする上で、記載内容が不十分な書類は受理できませんので、ご注意ください。

\*広告は、**2024年5月31日**以前からの継続的掲出であることが条件になります。

## ●申請書類:

①広告・宣伝出演申請書

②広告・宣伝出演等に関する誓約書

③広告・宣伝内容の企画書（添付書類として提出する場合）

※申請様式は競技団体等に配布、JPCwebサイトに掲出

## ●申請方法:

大会参加者またはその代理人がNFを介して電子データにてJPCへメール申請

## <申請先>

公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会  
企画広報部(担当:黒田、屋敷、成見)

E-mail:[jpsa-kikaku@parasports.or.jp](mailto:jpsa-kikaku@parasports.or.jp)

※ソーシャルメディア広告は全体計画をJPCに通知する

※国際キャンペーン(複数の国の選手を起用し、複数の国のターゲットに向けた活動)はIPCに通知する(IPC指定のオンラインプラットフォームによる)

※申請承認後の内容等の変更は原則としてできない

▼広告・宣伝出演申請書(見本)



▼広告・宣伝出演等に関する誓約書(見本)



# 肖像使用の申請手続きについて

## 申請～広告・宣伝開始までの注意事項

申請受付日から3週間を目安に、JPCから承認可否を回答します。

※特に新規広告の場合は掲出予定日より

**15日前**に承認が必要となります。

例えば、新規広告を5月31日に掲出する場合は、  
5月10日（厳守）までに申請していただく必要があります。

初回の申請時に承認不可となった場合は、  
至急修正・変更を行ってください。

広告等を出す前に、最終完成物をJPCに提出し、  
最終承認を受けてください。

**2024年5月31日（金）**までに  
広告・宣伝を開始してください。

# PART 2

## 【団体・企業等が発信する場合】

### Ⅱ パリ2024大会に関連した活動

# 基本概要

## ● 知的財産権（肖像権）使用の可否

競技大会パートナー（ワールドワイド・大会パートナー国内スポンサー）以外の組織・団体が、パリ2024大会やパラリンピック日本代表選手団に関連する活動を行うことに対しては、厳しい制限が設けられています。

以降の内容をふまえて、アンブッシュにならないようご注意ください。

活動内容	競技大会 スポンサー	非パートナー		
		所属先	個人 スポンサー	非営利組織 ・ 団体
プレスリリース	○	×	×	○
Webサイトの掲載/SNS (大会参加者に関するメッセージ)	○	△ 制限あり	△ 制限あり	○
記者会見	○	×	×	○
壮行会・祝勝会・報告会	○	△ 内部行事のみ	△ 内部行事のみ	○
お祝い横断幕	○	○	○	○

### \* 「非営利団体」

競技団体、自治体、教育機関、NPO/NGO、商工会議所・商店会、医療法人等を指します。

# プレスリリース

---

プレスリリースは、広報・PRツールであり、アンブッシュ規制の対象となるため、「所属先」「個人スポンサー」等は掲載することはできません。ただし、非営利団体は可能です。

「パラリンピック」の名称およびそれらを想起させる表現を使用することはできません。

**※申請不要**

# Webサイトの掲載/SNS(大会参加者に関するメッセージ)

## Webサイト/SNSに係る概要

「所属先」および「個人スポンサー」「非営利団体」は、選手の出場決定(内定)や競技成績に関するメッセージを自社サイト(日本語)の一部に掲出することができます。

※「所属先」「個人スポンサー」は要申請

※メッセージ発信の期間は、2024年12月末日まで

※表現の制限あり(例文を参照)

### ●掲載場所:

- ・自社HPにニュース形式での掲載(ニュース一覧等への掲載)は可。
- ・自社公式SNSでの発信は、投稿の性質や予定されている内容などの計画を事前報告した上で、掲載可(非営利団体は事前報告は不要)。  
※”特設ページ”とみなされるものは不可。
- ・日本国内向けのみ(日本語サイトのみ)可。

### ●掲載内容:

- ・顔写真(パラリンピック公式服装はNG、肩より上、ノーブランド、ロゴなし)は可(次頁を参照)。
- ・原則、「内定」「日本代表選手団 決定」「試合結果(最終結果)」のみの掲載可。
- ✗「応援しています」等の表現は不可(非営利団体は可)。
- ✗パラリンピック日本代表選手団を対象としたお祝い活動ではないこと(非営利団体は可)。
- ✗用語以外のパラリンピック知的財産(大会マーク、エンブレム、ピクトグラム、マスコット、大会画像など)を使用しないこと。
- ✗メッセージと共に、直接的または間接的に自社および自社製品・サービスの広告・宣伝を行わないこと。
- ✗上記活動に伴い寄付・募金活動を行わないこと。
- ✗メディアへのプレスリリース配信をしないこと(非営利団体は可)。

### JPCにおける【内定】と【決定】について

【内定】は、競技団体内で大会へ出場する選手を推薦することです。この段階では、JPC内での承認(決定)がまだされてお  
りません。

掲載される場合は、以下の例文をご参考にしてください。

- ・競技団体■■■は、パリ2024パラリンピック競技大会出場について、●●選手をJPCに推薦致しました
- ・競技団体■■■が、●●選手のパリ2024パラリンピック競技大会出場について内定を発表いたしました
- ・●●選手が、パリ2024パラリンピック競技大会の出場権を獲得しました

【決定】は、JPC の承認を経てJPCが日本代表選手として発表  
した段階で、パリ2024パラリンピック競技大会への出場  
が「確定」となります。

掲載する場合は、以下の例文をご参考にしてください。

- ・●●選手のパリ2024パラリンピック競技大会の出場が、確定(決定)しました
- ・●●選手は、パリ2024パラリンピック競技大会について日本代表選手団に選出されました

# Webサイトの掲載/SNS(大会参加者に関するメッセージ)

## Webサイト 掲載例【出場決定】

可

### NEWS 当社所属〇〇〇〇選手のパリ2024パラリンピック出場決定のお知らせ

2024.07.20 **NEW**

当社の社員である〇〇▲▲が、パリ2024パラリンピック競技大会の陸上競技の選手として出場いたします。

〇〇選手は、同競技をはじめて間もない19年にドバイ世界選手権に入賞後、数々の国際大会に出場。東京2020大会では惜しくも入賞を逃したものの、世界選手権含む様々な世界大会で優秀な成績をのこし、今回のパリ2024パラリンピック競技大会の日本代表に選出されました。

#### 【〇〇▲▲選手のコメント】

日本を代表し、再び世界最高峰の舞台で競えることを誇りに感じております。周囲の方々の理解やサポートへの感謝を忘れず、自分の全力を尽くしてメダル獲得を目指します。



〇〇 ▲▲選手

#### 【主な成績】

- 2019 ドバイ世界パラ陸上 4位入賞
- 2021 東京2020パラリンピック競技大会 9位
- 2023 2023パラ陸上世界選手権 6位入賞

- 〇月〇日 当社所属〇〇〇〇選手のパリ2024パラリンピック出場決定のお知らせ
- 〇月〇日 2020年3月期(第××期)配当予想の修正に関するお知らせ
- 〇月〇日 抽選でプレゼントが当たる！クイズキャンペーンを開始

《 < 〇月 〇月 〇月 > 》

[一覧△](#)

## Point !

ホームページのニュース一欄に文字情報として掲示し、次の階層に 本文・顔写真等を掲示してください。トップページに、お祝いメッセージを露出することはできません。

## Point !

成績紹介は、過去のパラリンピック大会の成績だけではなく、他の大会とのバランスがとれた記載としてください。

※上記は一例で限定されるものではありません。ご不明の点がございましたら、JPCまでお問合せください。

# Webサイトの掲載/SNS(大会参加者に関するメッセージ)

## Webサイト 掲載例【応援・お祝いメッセージ】

不可



お知らせ

2024.09.05

**〈Road to Paris〉**当社所属 日本代表〇〇〇〇選手がパリ2024パラリンピック競技大会で銀メダルを獲得しました!!

当社の社員である〇〇〇〇が、日本代表としてパリ2024パラリンピック競技大会の陸上競技において、銀メダルを獲得しました。おめでとうございます。  
当社は引き続き**日本代表を応援します!**

## Point !

お祝いメッセージは、事実のみの内容としてください。

例えば「〇〇〇〇選手がパリ2024パラリンピック競技大会で銀メダルを獲得しました」は可。

日本代表選手の応援活動は、「パラリンピック関連スポンサー」の権利です。

「パラリンピック関連スポンサー」以外の企業がパラリンピック日本代表選手(団)を応援することはできません。

原則、結果については最終結果のみとなります。

※上記は一例で、限定されるものではありません。ご不明の点がありましたら、JPCまでお問合せください。

# Webサイトの掲載/SNS(大会参加者に関するメッセージ)

## SNSに係る追加概要

個人スポンサー等の公式SNSでの発信は、投稿の性質や予定されている内容などの計画を事前報告した上で、掲載可能です。

**ただし、パラリンピックと関連付けてはいけません。**

大会参加者による個人スポンサー等への感謝メッセージは、参加者自身(個人)のSNSで発信することができます。その投稿に対し、所属先/個人スポンサーは”リポスト・シェア・いいね”をすることができます。

ただし、大会期間中に投稿する回数は、大会参加者に対して**1回のみ**となります(非営利団体は回数制限なし)。

複数のSNSで内容が同一且つ同時間帯に掲載されたものは、全SNSで1回と数えます。

**また、追加文やハッシュタグを追記するなどは不可とします。**

●掲載内容:

- ✖ 知的財産の使用不可。
- ✖ 個人スポンサー等の広告を含むもの。また、広告へのリンクも不可。  
(パラリンピックとの結びつきを想起させる文言やハッシュタグ等不可)
- ✖ 製品等が大会参加者のパフォーマンスを向上させるような表現は不可。  
また、製品等の推奨不可。
- ・IPC/組織委/JPCなどのコンテンツの再投稿は可能だが、個人スポンサー等と結びつけないこと。

# Webサイトの掲載/SNS(大会参加者に関するメッセージ)

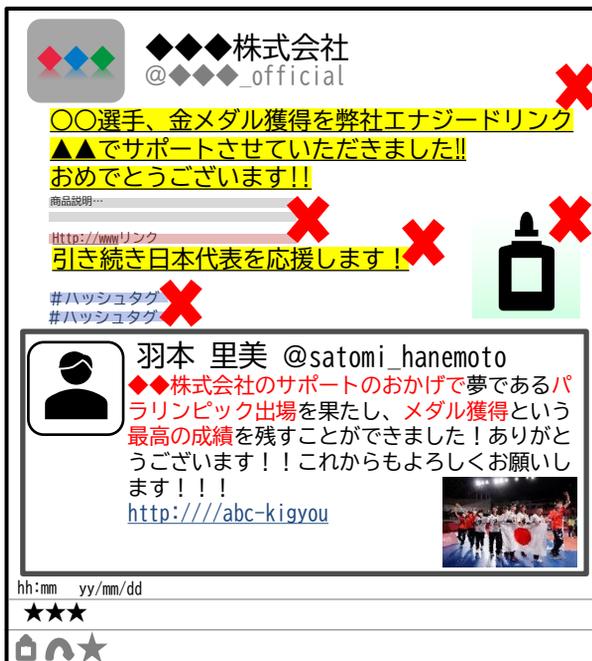
## SNS 掲載例



可

### Point !

個人スポンサー等に対する簡素な感謝メッセージをリポスト・シェアすることは可能です。



不可

### Point !

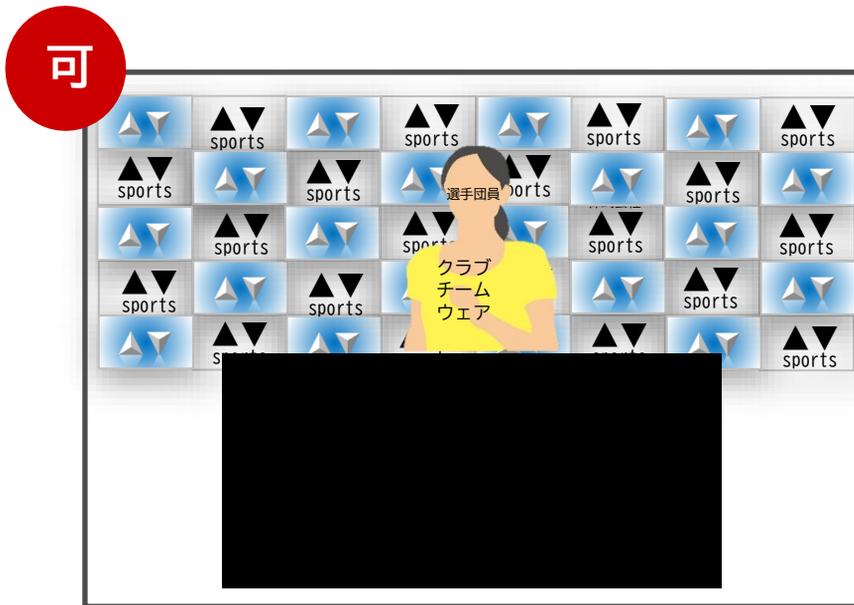
個人スポンサー等とパラリンピックの関連付けた文章・画像の追加、パラリンピック知的財産の使用（画像、ハッシュタグ）は不可となります。

※上記は一例で限定されるものではありません。ご不明の点がございましたら、JPCまでお問合せください。

# 記者会見(内定、代表決定)

「競技団体」ほか「非営利団体」のみが実施できます。ただし、競技団体スポンサー等の広告宣伝活動にあたる表現・表示は認められませんのでご注意ください。

- × 商業利用禁止。
- 日本代表選手団ユニフォームまたは競技団体のスポンサーロゴが無いユニフォームの着用。
- バックボード等のロゴマーク掲出は主催者のみ。



競技団体名や競技団体ロゴのみ掲載のバックボード  
スポンサーロゴの入っていないチームウェア

# 壮行会・祝勝会・報告会

「所属先」「個人スポンサー」は、内部行事としての実施のみ可能です。

対外的情報発信および、メディアのリリース/動員・招待はできません。

非営利団体の場合は、実施および対外的情報発信が可能です。

(※ただし、宣伝にならない内容のみ)

# お祝い横断幕

「所属先」および「個人スポンサー」「非営利団体」は、選手の出場決定(内定)や競技成績に関するお祝い横断幕を掲出することができます。

## ●掲出期間:

2024年12月末日まで

## ●掲出場所:

- ・「所属先」「個人スポンサー」は敷地内のみ。  
店舗など第三者の目に触れる場所は不可。✖
- ・「非営利団体」は非スポンサーの看板等に近接しない場所に掲出。

## ●掲出内容:

- ・表現は事実と祝辞のみ  
例)「2024出場おめでとう！ ●●競技●●選手」
- ・企業・団体名称(ロゴマーク含む)の記載は不可。✖

可

祝

○○ ▲▲ 選手

パリ2024パラリンピック競技大会【陸上競技】  
出場内定おめでとう！！

事実のみの掲載/団体名・ロゴ掲出無し

不可

祝



パリ2024パラリンピック競技大会  
陸上競技 T54 女子 1500m 出場



●●●● 選手

◆◆◆株式会社は、●●選手そして日本代表選手団を応援しています！

企業とパラリンピックとの関連付けられる文言、企業ロゴ掲出、パラリンピックの知的財産の使用は不可

※上記は一例で限定されるものではありません。ご不明の点がありましたら、JPCまでお問合せください。

# PART 3

**【大会参加者(個人)が発信する場合】**

# SNS【個人スポンサー等への感謝メッセージ】

大会参加者は、個人スポンサー等への感謝メッセージを自身のSNSで対外的に情報発信することができます。

**ただし、個人スポンサーとパラリンピックと関連付けてはいけません。**

**(内容・添付画像・ハッシュタグを含む)**

また、大会期間中に投稿できるのは、同一スポンサーに対し**1回のみ**。

複数のSNSで内容が同一且つ同時時間帯に掲載されたものは、全SNSで1回と数えます。

●掲載内容：

❌大会期間中の写真の使用不可。

❌パラリンピックの知的財産の使用不可。

❌個人スポンサー等の広告を含むもの。また、広告へのリンクも不可。

(パラリンピックとの結びつきを想起させる文言やハッシュタグ等不可)

❌製品等が大会参加者のパフォーマンスを向上させるような表現は不可。

また、製品等の推奨不可。

・IPC/組織委/JPCなどのコンテンツの再投稿は可能だが、個人スポンサー等と結びつけないこと

可

羽本 里美 @satomi\_hanemoto  
◆◆株式会社の皆様、  
たくさんのご声援ありがとうございました！



hh:mm yy/mm/dd

★★★



不可

羽本 里美 @satomi\_hanemoto  
◆◆株式会社のサポートのおかげで夢  
であるパラリンピック出場を果たし、  
メダル獲得という最高の成績を残す  
ことができました！ありがとうございます  
す！！これからもよろしくお願いいたします  
す！！！！

<http://abc-kigyou>



hh:mm yy/mm/dd

★★★



個人スポンサー等に対する簡素な感謝メッセージ。  
写真もパラリンピック以外のものを使用。  
かつ、ユニフォームもパラリンピック大会以外のもの。

個人スポンサー等とパラリンピックへの関連付け、パラ  
リンピック知的財産の使用（画像、ハッシュタグ）

# SNS【大会に関する投稿】

## ● 概要 (IPC発行「IPC DIGITAL MEDIA GUIDELINES」より)

- ・デジタルメディアとは、ビデオ画像/静止画/音声/アニメーションGIFをさします。  
**ライブストリーミング**は不可。
- ・個人のSNSで投稿する事が可能です。推奨ハッシュタグは、31ページをご参照下さい。  
尚、**投稿可能な時間や撮影可能場所**は次頁をよく確認してください。
- ・投稿内容は差別的/攻撃的/下品/誹謗中傷などの内容の発言やコメント、ジェスチャー  
その他行為を禁止されています。また、競技に関する抗議も固く禁じられています。
- ・商業目的及びマーケティング目的でIPCと第三者、パリ2024大会またはパラリンピック  
ムーブメントとの間に関連性を持たせること、示唆させることは不可。
- ・**プロ仕様の機材を使用すること**は不可。
- ・知的財産を使用することは不可。ただし、撮影画像の一部(背景等)に映りこんでしまった場合  
は問題ありません。
- ・**選手団アクレを付けた選手団員が、メディア行為をすることは禁じられています。**  
ニュース報道機能の一環として投稿の作成、配信、提供することも禁じられています。

## ● 本件に関するガイドラインの適用期間 (IPC発行「IPC DIGITAL MEDIA GUIDELINES」より)

**2024年8月20日(火)~9月16日(月)**

※大会開催日は2024年8月28日~9月8日

## ● ドメイン名やアカウント名

- ・「〇〇〇(個人の名前)paralympic.com」 / 「@〇〇〇paralympic」は不可。
- ・パラリンピックをテーマとしたウェブサイトやアプリケーションを作成するのは不可。
- ・自らのウェブサイトや個人のプラットフォームにライブストリームや公式コンテンツをサイトに  
掲載する事も不可。  
尚、作成された場合はIPCの所有物とし、権利をIPCに譲渡すること。

# SNS【大会に関する投稿】

## ● 投稿内容に関して

### 〈 撮影場所〉

- ✕ ・選手村内  
〈ポリクリニック/ドーピングコントロールエリア/フィットネスセンター/  
食堂/他チームの住居区域〉
- ・競技エリア内  
〈控室(コールルーム・コーチエリア・ウォームアップエリア等を含む)/  
ミックスゾーン/ドーピングコントロールエリア/メディカルエリア  
スポーツパフォーマンス/国歌斉唱/コイントス/表彰式
- ・上記以外の選手村内
- ・上記以外の競技エリア内 **※1日2分間まで**
- ・開閉会式 **※日本選手団は開会式 入場行進時は不可**
- ・公式輸送エリア
- ・トレーニング会場/練習会場

### 〈 投稿時間〉

- ✕ ・**競技開始1時間以内**
- ・**競技終了直後、ミックスゾーン/ドーピングコントロールエリア内**

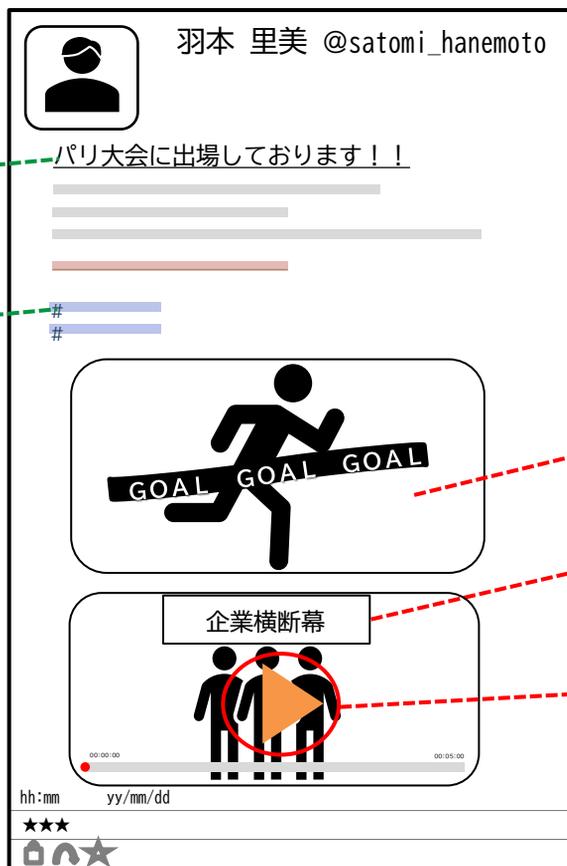
### 〈 投稿内容〉

- ✕ ・ライブストリーミング
- ・**2分以上**のビデオ画像/静止画/音声/アニメーションGIF

# SNS【大会に関する投稿】

## ● 投稿内容に関して

〈 例 〉



● 大会内容についての記載

● 大会ハッシュタグ

競技中の写真/  
プロの機材を使用したもの

企業や商品・サービスのPRを  
意図したもの

2分以上の動画の掲載

# その他

## 国内競技団体（NF）による事業

NFは大会期間中、イベントやプロモーションに大会参加者の肖像を使用することができます。

ただし、パラリンピック日本代表をテーマとするイベント・PRは禁じられています。

## 大会参加者に関わる製作物

非営利団体であっても知的財産を使用したグッズ製作はできません。

## 国内競技団体（NF）及び大会参加者によるスポンサー、所属先の紹介

知的財産を使った紹介はできません。

パラリンピック以外の競技大会における日本代表に関する表現は、パラリンピックと混同されないように、大会名などを明記してください。

# IPC/JPC/パリ2024大会 公式アカウント

## 推奨ハッシュタグ

- ・#Paris2024
  - ・#Paralympic
  - ・#parateamjapan
- #日本代表選手団

## HP

- IPC: [www.paralympic.org](http://www.paralympic.org)
- JPC: <https://www.parasports.or.jp/paralympic/>
- ◎パリ: <http://www.paris2024.org/>

## Facebook

- IPC: [www.facebook.com/Paralympics](http://www.facebook.com/Paralympics)
- JPC: <https://www.facebook.com/jpcsports>
- ◎パリ: <https://www.facebook.com/Paris2024>

## X(旧Twitter)

- IPC: [www.x.com/Paralympics](http://www.x.com/Paralympics)
- JPC: [https://twitter.com/paralympic\\_jpc?lang=ja](https://twitter.com/paralympic_jpc?lang=ja)
- ◎パリ: <https://x.com/paris2024?s=21&t=W6I99B3GJl1wHrODXmmQ>

## Instagram

- IPC: [www.instagram.com/Paralympics](http://www.instagram.com/Paralympics)
- JPC: [https://www.instagram.com/paralympic\\_japan/](https://www.instagram.com/paralympic_japan/)
- ◎パリ: <https://www.instagram.com/paris2024/>

# 資料等

※本ガイドラインは、以下にあるIPC発行の原文に基づき作成しております。

主な資料名	オリジナル
<p><b>IPC Handbook</b></p> <p>URL: <a href="https://www.paralympic.org/ipc-handbook">https://www.paralympic.org/ipc-handbook</a></p>	英語版
<p><b>ATHLETE SPONSORSHIP AND ADVERTISING REGULATIONS PARIS 2024 PARALYMPIC GAMES JANUARY 2024</b></p> <p>URL: <a href="https://www.paralympic.org/sites/default/files/2024-01/Athlete%20Sponsorship%20and%20Advertising%20Regulations%20Paris%202024%20Final.pdf">https://www.paralympic.org/sites/default/files/2024-01/Athlete%20Sponsorship%20and%20Advertising%20Regulations Paris%202024 Final.pdf</a></p>	英語版
<p><b>IPC DIGITAL MEDIA GUIDELINES FOR ACCREDITED PERSONS AT THE PARIS 2024 FEBRUARY 2024</b></p> <p>URL: <a href="https://www.paralympic.org/sites/default/files/2024-02/Paris%202024%20Digital%20Media%20Guidelines%20FINAL.pdf">https://www.paralympic.org/sites/default/files/2024-02/Paris%202024%20Digital%20Media%20Guidelines%20FINAL.pdf</a></p>	英語版

# 申請書類提出および問い合わせ先

---



公益財団法人日本パラスポーツ協会  
日本パラリンピック委員会 広報課  
(担当：黒田、屋敷、成見)

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町2-13-6

E-mail : [jpsa-kikaku@parasports.or.jp](mailto:jpsa-kikaku@parasports.or.jp)